

令和3年第1回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和3年1月27日(水)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、北庁舎2階 会議室
開 会	令和3年1月27日(水) 15時10分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 11人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
	専決第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について
	その他	現況証明願について

<p>開会</p>	<p>(15:10)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局長 議長 事務局長</p> <p>議長 事務局長</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和3年第1回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第1回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に3番の萩野 淑子 委員と、4番の牧正行 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は藤島公会堂から北西へ約50メートルの位置に所在し、現況は田で、作付けはされておらず、面積は585㎡です。</p> <p>申請者は現在、夫と子供の3人で梅森町の賃貸住宅に居住しています。</p> <p>子供の成長につれ現在の居宅が手狭になり、将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく母に相談したところ、母所有の申請地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>実家に近いため、子育てをする上で協力を得やすく、適地と考え選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の最終樹へ集水し、排水路へ放流するため。周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>1番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号1番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断され</p>
-----------	---	---

		<p>ますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年3月10日から令和3年9月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議長 議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め。</p> <p>議長 (意見なし)</p> <p>議長 特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言。</p> <p>議長 議案第2号を上程。</p> <p>事務局 事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議長 議案書朗読</p> <p>事務局 1番の案件について事務局に説明を求め。</p> <p>事務局 1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、令和元年10月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を申請者が相続されるものです。</p> <p>申請地は現在、担い手に貸し付けて水稻を栽培しており、引き続き担い手に貸し付け、耕作を継続していく次第です。</p> <p>納税猶予をかけることによって終身農地として維持し</p>
--	--	--

		ていかなければならなくなることは承知しており、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われます。
議長		議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。
委員		相続によって所有者が変わる場合は、再度利用権設定をしなくても良いのか。
事務局		相続が完了し、申請者名義に変更がされているため、再度利用権設定をする必要はありません。
議長		特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。
		(挙手全員)
議長		議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長		続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局		(事務局より専決について一括で報告)
		専決1号 4条届出 1件
		専決2号 5条届出 9件
		専決3号 18条通知 6件
議長		専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。
		(意見なし)
議長		続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局		(事務局よりその他について一括で報告)
		現況証明願について 1件
議長		その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。
		(意見なし)
議長		その他連絡事項について事務局に報告を求める。
事務局		(事務連絡)
		・ 次回の農業委員会
		(令和3年2月24日(水))
		午後3時 本庁舎4階第1会議室)
		特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
	(15:30)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 3番委員

議事録署名者 4番委員